

新旧対照表

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

新	旧				
<p><u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則</u> (マンションの除却等の必要性に係る認定の申請書の添付書類)</p>	<p><u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則</u> (マンションの除却の必要性に係る認定の申請書の添付書類)</p>				
<p>第1条 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則</u>(平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。) <u>第76条の25第1項第3号</u>の規定により知事が定める書類は、次に掲げるものとする。</p>	<p>第1条 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則</u>(平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。) <u>第49条第1項第3号</u>の規定により知事が定める書類は、次に掲げるものとする。</p>				
<p>(1) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>(平成14年法律第78号。以下「法」という。) <u>第163条の56第1項</u>の規定による認定の申請に係るマンションが同条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認めた者が証する書類</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(1) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>(平成14年法律第78号。以下「法」という。) <u>第102条第1項</u>の規定による認定の申請に係るマンションが同条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認めた者が証する書類</p> <p>(2)・(3) (略)</p>				
<p>2 省令第76条の25第2項第3号の規定により知事が定める書類は、前項第2号及び第3号に掲げる書類とする。</p>	<p>2 省令第49条第2項第3号の規定により知事が定める書類は、前項第2号及び第3号に掲げる書類とする。</p>				
<p>3 法第163条の56第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、<u>省令第76条の25第1項</u>の規定にかかわらず、同項の認定申請書に同項第2号に規定する構造計算書を添えることを要しない。</p>	<p>3 法第102条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、<u>省令第49条第1項</u>の規定にかかわらず、同項の認定申請書に同項第2号に規定する構造計算書を添えることを要しない。</p>				
<p>(容積率等の特例に係る許可の申請書の添付図書等)</p>	<p>(容積率の特例に係る許可の申請書の添付図書等)</p>				
<p>第2条 省令第76条の30第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次の表に掲げる図面その他知事が必要と認める図書又は書面とする。</p>	<p>第2条 省令第52条第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次の表に掲げる図面その他知事が必要と認める図書又は書面とする。</p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)	
(略)					
(略)					
<p>(工事の取りやめ)</p>	<p>(工事の取りやめ)</p>				
<p>第4条 法第163条の59第1項の規定による許可を受けた者が、当該許可に係るマンションの建築に関する工事を取りやめたときは、工事取りやめ届(第2号様式)により知事に届け出なければならない。</p>	<p>第4条 法第105条第1項の規定による許可を受けた者が、当該許可に係るマンションの建築に関する工事を取りやめたときは、工事取りやめ届(第2号様式)により知事に届け出なければならない。</p>				
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>				

新

第1号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

取 下 げ 届 年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住 所 { 法人にあつては、主たる事務所の }
氏 名 { 所在地、名称及び代表者の氏名 }

次の申請を取り下げたいので、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則第3条第1項の規定により届け出ます。

1 申請の種類	許可申請・認可申請・認定申請
2 申請の根拠法令の条項	
3 申請年月日	年 月 日
4 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	〒 電話番号（ ） —
5 申請に係るマンションの位置	
6 取 下 げ の 理 由	
※ 受 付 欄	

- 備考 1 正本1部及び副本1部を提出してください。
2 2欄には、申請の根拠となるマンションの再生等の円滑化に関する法律の条項を記入してください。
3 ※印の欄には、記入しないでください。

旧

第1号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

取 下 げ 届 年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住 所 { 法人にあつては、主たる事務所の }
氏 名 { 所在地、名称及び代表者の氏名 }

次の申請を取り下げたいので、マンションの種替え等の円滑化に関する法律施行細則第3条第1項の規定により届け出ます。

1 申請の種類	許可申請・認可申請・認定申請
2 申請の根拠法令の条項	
3 申請年月日	年 月 日
4 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	〒 電話番号（ ） —
5 申請に係るマンションの位置	
6 取 下 げ の 理 由	
※ 受 付 欄	

- 備考 1 正本1部及び副本1部を提出してください。
2 2欄には、申請の根拠となるマンションの種替え等の円滑化に関する法律の条項を記入してください。
3 ※印の欄には、記入しないでください。

新

旧

第2号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第2号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

工事取りやめ届 年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住所 [法人にあつては、主たる事務所の
氏名 [所在地、名称及び代表者の氏名]

次の許可を受けたマンションの工事を取りやめたので、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則第4条第1項の規定により届け出ます。

1 許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	〒 電話番号 () ー
3 許可に係るマンションの位置	
4 工事取りやめの年月日	年 月 日
5 工事取りやめの理由	
※ 受 付 欄	

備考 1 正本1部及び副本1部を提出してください。
2 ※印の欄には、記入しないでください。

工事取りやめ届 年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住所 [法人にあつては、主たる事務所の
氏名 [所在地、名称及び代表者の氏名]

次の許可を受けたマンションの工事を取りやめたので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第4条第1項の規定により届け出ます。

1 許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	〒 電話番号 () ー
3 許可に係るマンションの位置	
4 工事取りやめの年月日	年 月 日
5 工事取りやめの理由	
※ 受 付 欄	

備考 1 正本1部及び副本1部を提出してください。
2 ※印の欄には、記入しないでください。